

常総市外国語指導助手管理等業務委託 公募型プロポーザル方式実施要領

1 趣旨

この実施要領は、常総市外国語指導助手管理等業務に係る委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するための手続について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の目的

外国人住民の人口割合が県内最高の本市にあつては、国籍の異なる住民同士の意思疎通が課題であり、少子・高齢化が進む社会構造において良好な多文化共生の確立が重要となっている。今後、外国人住民の割合がなお一層増加し、グローバル化の加速が見込まれることから、世界で最も多く使われている言語である英語の習得が未来を支える子どもたちにとって極めて重要と認められる。

小中学校における外国語活動や外国語の授業では、英語科の教諭による指導を補助するため、英語を主たる言語とする外国人による外国語指導助手を配置しているが、児童・生徒の学習環境を充実させるため、その配置人数を従前の11名から次年度以降は22名に増員することとする。

これによって、外国語活動や外国語の授業だけでなく、学校生活全般において日常的に外国語指導助手の英語に触れられる機会を整え、児童・生徒の英語力の更なる向上に資することを目的とする。

3 業務の概要

(1) 業務名

常総市外国語指導助手管理等業務委託

(2) 業務の内容

別に定める「常総市外国語指導助手管理等業務委託契約仕様書」のとおり

(3) 業務期間

ア 交流協定締結支援業務 契約締結の日から令和9年3月31日まで

イ 外国語指導助手管理業務 契約締結の日から令和12年3月31日まで

(4) 見積上限額

ア 交流協定締結支援業務 1,650,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 外国語指導助手管理業務 239,580,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 常総市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成１０年水海道市告示第２８号）の規定による指名停止を現に受けていない者及び国又は他の地方公共団体が行う競争入札への参加が停止されていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者にあつては、更生計画認可の決定を受けたもの又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者にあつては、再生計画認可の決定を受けたものであること。
- (4) 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 常総市暴力団排除条例（平成２４年常総市条例第４号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。

５ プロポーザルへの参加の手続

(1) スケジュール

No.	内容	期日	備考
1	募集の開始（公示の日）	令和８年９月３０日	ホームページ
2	質問の受付期限	令和８年１０月１４日	電子メール
3	質問の回答	令和８年１０月２３日	電子メール
4	企画提案書等の提出期限	令和８年１１月９日	郵送又は持参
5	１次審査（書類審査）	令和８年１１月１１日	
6	１次審査の結果通知	令和８年１１月１３日	郵送及び電子メール
7	２次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和８年１１月２５日	
8	２次審査の結果通知	令和８年１１月２７日	郵送及び電子メール
9	契約交渉期間	令和８年１２月中	
10	任用開始	令和９年４月１日	

(2) 説明会

プロポーザルの実施及び業務の内容に関する説明会は、行わない。

(3) 質問の期限，方法等

プロポーザルの実施又は業務の内容に関して不明な点がある場合は、次により質問することができる。

ア 質問の受付期限

前記のスケジュールに定める日の業務終了時間までとする。

イ 質問の方法

質問事項をまとめたファイルを添付し、又は質問事項を明記した電子メールの送信による。

ウ 質問の提出先

後掲の事務局の電子メールアドレスとする。

エ 回答方法

前記のスケジュールに定める質問の回答の日において、各々から受けた質問事項について一括して電子メールにより回答する。

(4) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を前記のスケジュールに定める期限までに事務局へ郵送又は持参により提出するものとする。

提出する部数は、2部とする。ただし、社判等を押印する場合は、1部を原本とし、副本（写し）を1部とする。

1	会社概要及び受託実績（本業務に類似する業務を含む。）
2	企画提案書（交流協定の締結、管理業務の実施体制、危機管理の体制、独自の提案その他）
3	見積書

備考

ア いずれも任意の様式により作成すること。

イ 副本は、2次審査のために本市で写しを複数作成することから、フラットファイルを用いるなど簡易なつづり方で提出すること。

ウ 作成及び提出に要する費用は、これを提出しようとする者の負担とし、提出された企画提案書等は、返却しない。

エ 見積書は、「常総市外国語指導助手管理等業務委託契約仕様書」に基づいた見積金額を記載すること。

6 選定方法等

(1) 審査委員会

プロポーザルによる選定は、教職員で構成する審査委員会において、1次審査及び2次審査を経て優先交渉権者を決定する。

(2) 1次審査

1次審査は、提出された企画提案書等による審査とし、公募に係る条件を満たす者を選定する。この場合において、参加した者が1者であっても審査を行うものとする。ただし、公募に係る条件を満たす者が6者以上あるときは、審査基準

に基づく評価により上位5者を選定する。

審査の結果については、前記のスケジュールに定める日に郵送及び電子メールにより通知する。

(3) 2次審査

2次審査は、プレゼンテーション及びこれに対するヒアリングによる審査とし、審査基準に基づく評価により最上位の者を優先交渉権者とし、第2位の者を次点交渉権者として決定する。ただし、評価の結果（合計点数）が6割を超える者のうちから選定するものとし、6割を超える者が1者もない場合は選定しない。

ア 開催日及び会場

前記のスケジュールに定める日に、市庁舎会議室において行う。

イ プレゼンテーション及びヒアリング

出席者は3人以内とし、プレゼンテーションを20分以内で行い、これに対するヒアリングを10分程度行う。

ウ 機器等

プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブル及び電源は、事務局が用意する。

エ 結果の通知

審査の結果については、前記のスケジュールに定める日に郵送及び電子メールにより通知する。

(4) 失格要件

参加者が次のいずれかに該当する場合は、選定結果等にかかわらず、既に決定した事項を取り消し、失格とする。

ア 「4 参加資格」に掲げる要件を満たさなくなった場合

イ 見積金額が見積上限額を超えた場合

ウ 企画提案書等に虚偽の記載があり、審査委員会が失格と認めた場合

エ 審査の公平性を害する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

オ 事業者が契約を履行することが困難と認められる状態に至り、審査委員会が失格と認めた場合

カ 企画提案に関して著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

7 その他

- (1) 常総市情報公開条例（平成13年条例第17号）による公開請求があった場合は、同条例の規定に基づいて常総市が保有する企画提案書等の全部又は一部を公開することがある。

- (2) 企画提案書等の提出後にプロポーザルへの参加を辞退しようとするときは、任意の様式による辞退届を事務局へ提出すること。

8 事務局

プロポーザルの事務局となる担当部署は、次のとおりとする。

- (1) 部 署 名 常総市教育委員会指導課（担当 菱沼）
- (2) 所 在 地 〒300-2793
常総市新石下4310番地1（常総市役所石下庁舎内）
- (3) 電 話 番 号 0297-44-6345
- (4) ファクシミリ 0297-44-7646
- (5) 電子メール kyouishido@city.joso.lg.jp
- (6) 業 務 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで